

茨城県報

第4696号

昭和36年6月9日

金曜日

(明治26年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

規則

◎茨城県電気工事士法施行細則	ページ
.....	1

告示

◎国民健康保険療養取扱機関(他の都道府県)	2
◎同	3
◎茨城県造林地肥培事業補助規程の一部改正	3
◎建築基準道路の指定(6件)	4
◎茨城県小団地開発整備事業費補助金交付要項の一部改正	5

公告

◎茨城県図書館協議会委員の任命	6
-----------------	---

規則

茨城県規則第62号

茨城県電気工事士法施行細則を次のように定める。

昭和36年6月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県電気工事士法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、電気工事士法(昭和35年法律第139号。以下「法」という。)電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号。以下「令」という)及び電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号。以下「規則」という)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(書類の経由等)

第2条 法令、規則及びこの規則により、知事に提出する書類は、すべて所轄振興事務所長を経由するものとする。

(受理証の交付等)

第3条 知事は、法第8条第1項及び付則第2項の規定による、届出をした者に対し、別紙様式による、受理証を交付する。

2 前項の受理証は、その業務を廃止したときは、廃止届に添えて知事に返納しなければならない。

付 則

この規則は公布の日から施行する。

様 式

表

電 気 工 事 業 務 開 始 届 受 理 証

届 出 者	住 所 氏名又は名称
事 業 所 在 地	
免 状 の 交 付 年 月 日	
免 状 の 交 付 番 号	
免 状 を 交 付 し た 都 道 府 県 名	
上記の届出を受理した。 年 月 日 茨城県知事 備考 この用紙の大きさは日本工業規格B5とすること。	

裏

注意事項

この証は事業所の見やすい場所に掲示しておくこと。

告 示

茨城県告示第596号

国民健康保険法第37条第5項の規定により、次の療養取扱機関は他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申し出を受理した。

昭和36年6月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

国民健康保険法第37条第5項による療養取扱機関

受 理 日 年 月	療養取扱機関の名称	所 在 地	療養の給付を 取扱う他の都 道府県
36.5.17	沢 野 医 院	稲敷郡牛久町大字田宮122	東京都 千葉県
36.5.10	石 塚 地 方 病 院	東茨城郡常北町石塚1,314	東 都 京
36.5.27	小 栗 原 医 院	筑波郡豊里町大字今鹿島1,768の1	東京都 千葉県 埼玉県 神奈川県 栃木県 群馬県

(第三種郵便物認可)

36.6.1	広瀬医院	下館市徳持316の1	東京都 栃木県 埼玉県 神奈川県
36.4.1	古河整形外科医院	古河市古河5,553	全 国
35.8.1	中井歯科医院	久慈郡大子町大子755	栃 木 県
36.5.25	桜井薬局	真壁郡真壁町大字真壁186	全 国
36.5.30	昭和堂 //	下妻市大字下妻丁211	全 国
36.5.30	山 岸 //	真壁郡明野町海老ヶ島533	全 国
36.5.31	有限会社 根本薬局	古河市古河5,325	全 国

茨城県告示第597号

次の者は、国民健康保険法第37条第3項の規定により国民健康保険療養取扱機関の申し出の受理があつたものと、みなされたので療養取扱機関の申し出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により告示する。

昭和36年6月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

国民健康保険療養取扱機関名 S.36.6.1

(医科)

受 理 年 月 日	記号番号	医 療 機 関 名	診療科名	開設者名	所 在 地
36.6.1	日国医 第61号	塙 医 院	外, 整外, 内, 耳, 皮膚	塙 要	日立市大久保町1,451
//	土国医 第63号	土 浦 厚生病院	精神, 経 神	塚原 昭二	土浦市常名町3,969
//	竜国医 第24号	三 石 医 院	内, 小児 理学診療	三石 薫	竜ヶ崎市高須町4,022
//	西国医 第28号	平 島 医 院	産 婦 人 外, 内	平島 定敏	西茨城郡岩瀬町265
//	筑国医 第50号	小 栗 原 医 院	内, 小児	大島 貫一	筑波郡豊里町今鹿島 1,768~1

茨城県告示第598号

茨城県造林地肥培事業補助規程(昭和36年茨城県告示第279号)の一部を次のように改正する。

昭和36年6月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第4条第2項を次のとおり改める。

(第三種郵便物認可)

- 2 前項の申請書には、申請者から補助金交付について委任を受けた森林組合長（森林組合のない市町村にあつては当該市町村長、以下第5条において同じ。）が提出する申請書の場合にあつては、委任状を添えなければならない。

茨城県告示第599号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和36年6月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和36年6月9日
指 定 の 位 置 日立市大沼町字南久保1,455の17, 1,455の27, 1,455の22, 1,455の24
道路の幅員及び 幅員 4 m
長さ 延長 79.1m

茨城県告示第600号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和36年6月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和36年6月9日
指 定 の 位 置 日立市河原字町字吉五郎台741の6, 741の4, 741の2
道路の幅員及び 幅員 4 m
長さ 延長 81m

茨城県告示第601号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和36年6月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和36年6月9日
指 定 の 位 置 日立市大久保町66番地
道路の幅員及び 幅員 4 m
長さ 延長 100.90m

茨城県告示第602号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和36年6月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和36年6月9日

指 定 の 位 置 日立市諏訪町字小咲山998～1, 998～5, 998～6, 1,001～8
日立市諏訪町字上石内731, 733

道路の幅員及び 幅員 8 m 幅員 4 m
長さ 延長 43m 延長 142.50m

茨城県告示第603号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和36年6月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和36年6月9日

指 定 の 位 置 日立市大久保町字広内1,591の6

道路の幅員及び 幅員 4 m
長さ 延長 30.3m

茨城県告示第604号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和36年6月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和36年6月9日

指 定 の 位 置 日立市会瀬町358, 359, 357～2

道路の幅員及び 幅員 4 m
長さ 延長 27.2m

茨城県告示第605号

茨城県小団地開発整備事業費補助金交付要項(昭和31年12月31日茨城県告示第1,144号)の一部を下記のように改正し、昭和36年度分の補助金交付から適用する。

昭和36年6月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

第3の(1), (2), (3)及び(4)を次のように改める。

- (1) 機械揚水, 頭首工及び畑地かんがい当該事業費の10分の4以内
- (2) 用排水路, 当該事業費の10分の3.5以内
- (3) 農道

傾斜度15度未満の地区	当該事業費の10分の2以内
傾斜度15度以上20度未満の地区	当該事業費の10分の3以内
傾斜度20度以上30度未満の地区	当該事業費の10分の4以内
傾斜度30度以上の地区	当該事業費の10分の5以内
- (4) 客土, 床締, 暗きよ排水, ため池, 区画整理, 共同増反開墾, 牧野隔障物設置, 牧野かんがい排水, 牧道及び林道 当該事業費の10分の3以内
- (5) 知事が前4号に掲げる事業に準ずる事業として特に承認した事業
当該事業費の10分の3以内

公 告

◎茨城県図書館協議会委員の任命について

水戸市教育委員会教育長	紫 沼 陽
(茨城県学校図書館協議会長) 水戸三高長	賀 屋 郁 雄
(茨城県学校図書館協議会副会長) 五軒小学校長	河 野 清 衛
茨城県社会教育委員	稲 葉 甲 午 郎
茨城県視聴覚教育振興会副会長	松 本 源 吾
茨城県地域婦人会連絡協議会副会長	鈴 木 千 代
茨城県青年団協議会副会長	富 田 章
常陽銀行頭取	三 宅 亮 一
報恩会図書館長	宮 崎 慶 一 郎
茨城県町村会事務局長	高 木 不 二 男
常磐女高長夫人	諸 沢 み さ を
下館市郵便局長	中 島 鍬 太 郎
いはらき新聞社編集局長	大 内 捨 次
水戸キリスト教会牧師	本 阿 弥 政 一
茨大図書館長	広 瀬 茂 雄

茨城県図書館協議会委員を任命する。(昭和36年6月5日付)

茨 城 県 教 育 委 員 会

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)